

産業労働常任委員会資料

令和7年6月16日

令和7年度 事務概要

労働委員会事務局

目次

1 組 織		03
2 予 算		05
3 業 務		06
4 令和6年の業務実績		09
(参考)		
1 令和6年の取扱事件の状況		
2 調整事件・不当労働行為事件の年別取扱件数の推移		



1 組 織

労働委員会は、労働組合法に基づき国（中央労働委員会）と都道府県（都道府県労働委員会）に設けられ、労働組合と使用者との間の紛争を解決するための専門的な行政機関（行政委員会）である。

（１）委員会

ア 構 成

公益委員、労働者委員、使用者委員の三者（各 7 人、計21人）から成る。

委員は非常勤で、任期は 2 年。

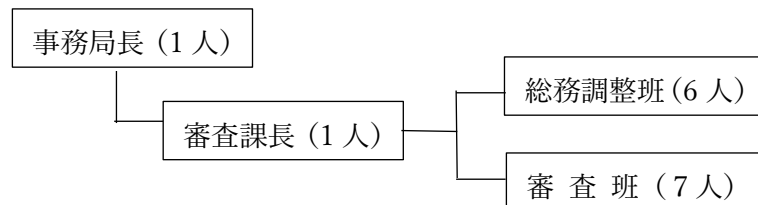
イ 会 議

合議制による運営を原則とする。委員全員が出席する総会では、委員会の基本的事項の決定を行うとともに、取扱事件の報告を受ける。また、公益委員のみが出席する公益委員会議では、不当労働行為の成否の判定、労働組合の資格審査等を行う。

（２）あっせん員候補者

労働争議のあっせんを行うため、現職の委員をはじめ、計28人のあっせん員候補者を委嘱している。

（３）事務局



兵庫県労働委員会委員

◎会長、○会長代理、※元職（R7. 4. 1時点）

区分	氏 名	現 職
公益委員	秋 吉 秀 剛	兵庫県公館長 ※
	浅 田 修 宏	弁護士
	大 内 伸 哉	神戸大学大学院法学研究科 教授
	○ 関 根 由 紀	神戸大学大学院法学研究科 教授
	中 村 衣 里	弁護士
	藤 森 泰 宏	公益財団法人兵庫県生きがい創造協会 副理事長兼事務局長 ※
	◎ 米 田 耕 士	弁護士
労働者委員	大 野 義 政	全日本自治団体労働組合 兵庫県本部 特別執行委員
	奥 村 比左人	三菱重工グループ労働組合連合会 神船地区本部 顧問
	尾 野 哲 男	J A M山陽 特別執行委員
	野 田 秀 明	山陽電気鉄道労働組合 執行委員長
	長谷川 尚 吾	日本製鉄広畑労働組合 組合長
	長谷川 孝 之	関西電力労働組合 兵庫地区本部 執行委員長
	原 健 二	U Aゼンセン兵庫県支部 参与
使用者委員	河 野 忠 友	カワノ株式会社 代表取締役社長
	白 石 順	株式会社サージ・コア 顧問
	武 井 宏 之	学校法人武井育英会育英高等学校 理事長
	坪 田 一 夫	姫路経営者協会 相談役
	林 直 樹	兵庫県経営者協会 顧問
	吉 田 達 樹	日清鋼業株式会社 顧問
	和 田 直 哉	近畿工業株式会社 会長

2 予 算

令和7年度当初予算額は187,712千円。内訳は次のとおりである。

（款）労働費

（項）労働委員会費

（目）労働委員会費

（単位：千円）

事項名	令和6年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	摘 要
委員等報酬	54,011	62,874	労働委員会委員報酬及びあっせん員報酬
事務局職員費	130,278	114,997	労働委員会事務局職員費
労働委員会 運営費	8,812	9,841	1 総会等諸会議開催費 2,081 2 調整及び審査事件処理費 2,205 3 委員活動費 454 4 事務局維持運営費 5,101
計	193,101	187,712	

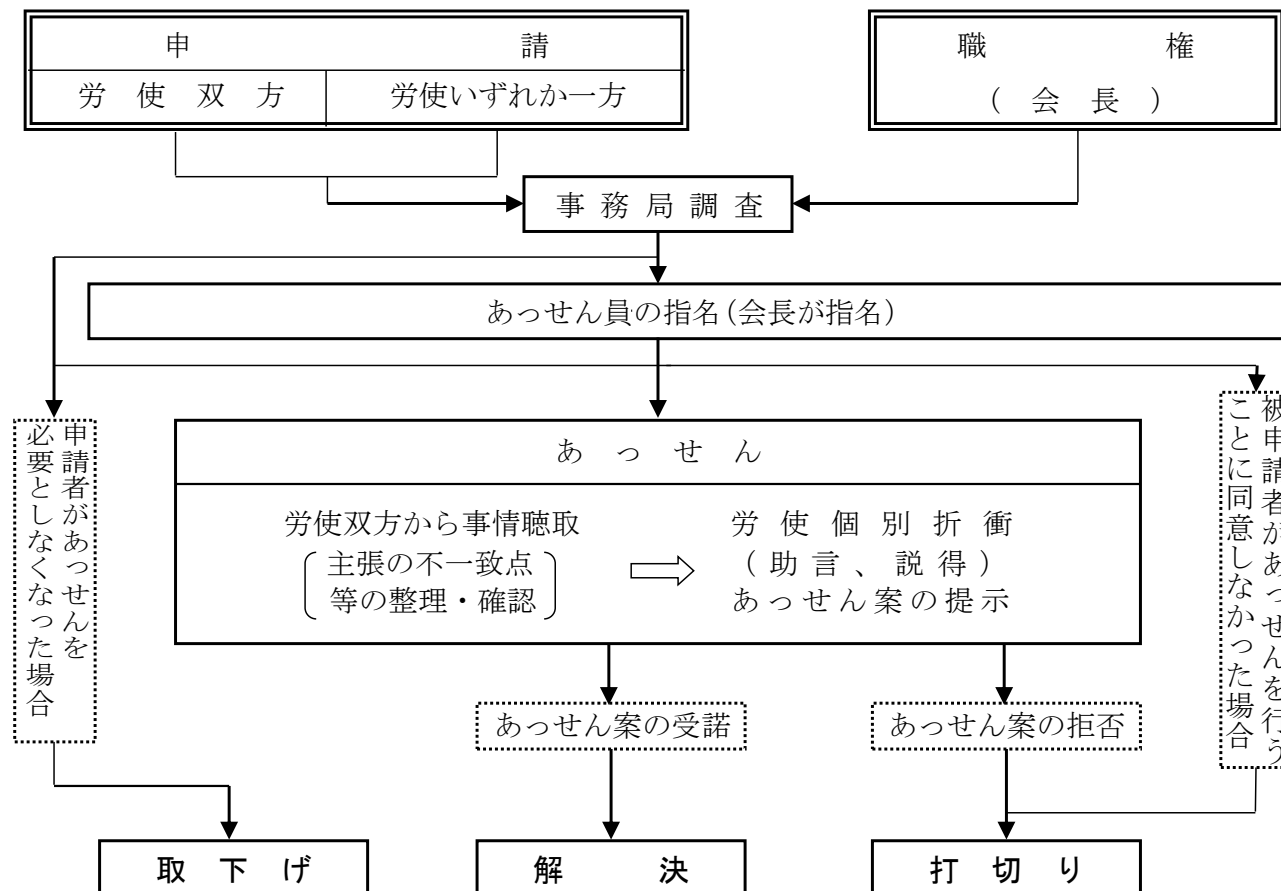
3 業 務

(1) 労働争議の調整

当事者（労働組合・使用者）の申請等により、双方の主張の不一致（「労働争議」）を解消し、紛争を解決に導く「調整」を行う。

手続きには、あっせん・調停・仲裁の3つを定めているが、ほとんどの場合、あっせんが利用される。あっせんは、事務局調査ののち、あっせん員を指名し、あっせん員が事情聴取・助言、説得を行い、あっせん案を提示する。双方が受託すると解決となるが、不調に終わればあっせん打ち切りとなる。

〈図1 労働争議のあっせんの流れ〉



3 業 務

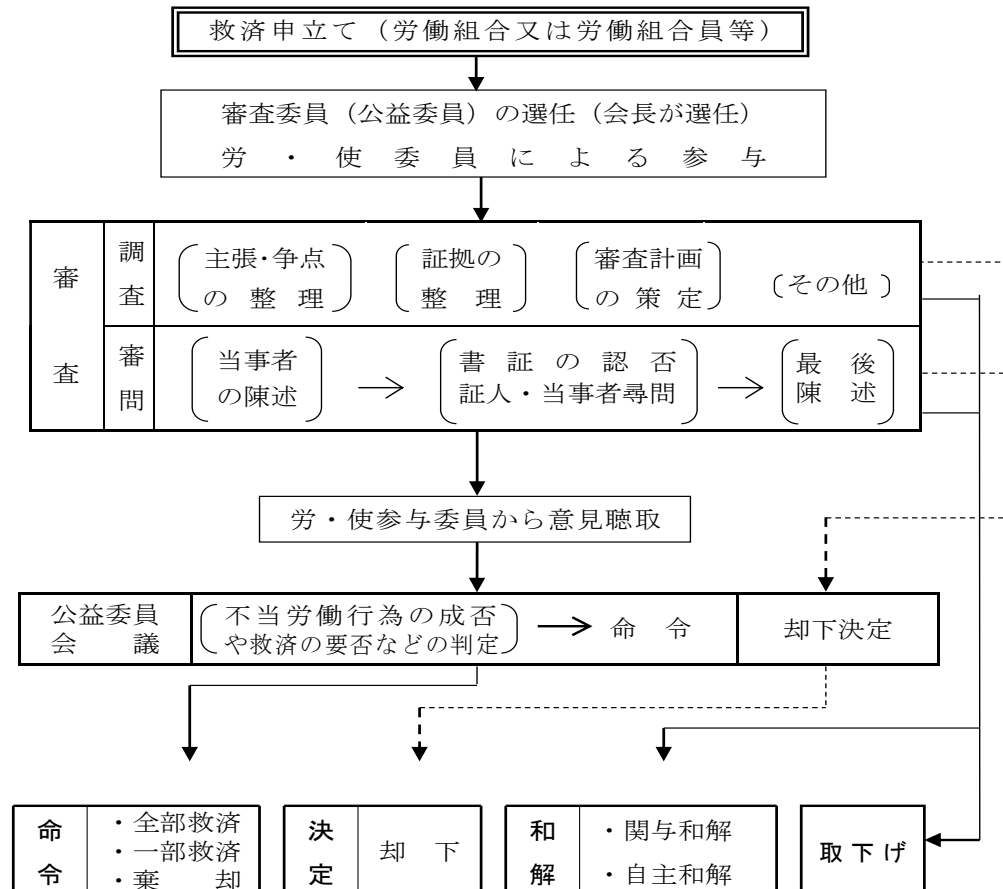
(2) 不当労働行為事件の審査

労働組合法は、使用者に対し、労働組合の組合員であること等を理由とした不利益取扱い、団体交渉拒否あるいは労働組合への支配介入などの一定の行為を不当労働行為として禁止するとともに、これら禁止行為が行われた場合の労働委員会による救済手続を定めている。

不当労働行為の審査は、労働組合等からの救済申立てにより開始される。審査委員（公益委員から選任）と参与委員（労・使委員による参与）が、調査（争点整理等）・審問（証人尋問等）を行い、審問が終了すると、公益委員会議の合議により救済又は棄却の命令を発する。

また、紛争の早期・実質的解決、労使関係の円滑化に資すると考えられる場合、審査の途中において、和解を勧めることもある。

〈図2 不当労働行為事件の審査の流れ〉



（３）労働争議の実情調査

県民の日常生活に欠くことのできない運輸・医療等の公益事業で労働争議が発生したとき、又は公益事業以外の事業で発生した労働争議で会長が必要と認めたときは、争議の実情を調査する。

（４）労働組合の資格審査

労働組合は自由に結成することができるが、不当労働行為の救済を申し立てる場合や、法人登記をしようとする場合、労働組合が労働委員会の労働者委員を推薦しようとする場合等においては、労働委員会に証拠を提出し、労働組合法に定める要件に適合していることを立証することが必要とされており、労働組合からの申請に基づき、労働組合がこの要件を備えているかどうかを審査する。

4 令和6年の業務実績

(1) 労働争議の調整

取扱件数は6件（繰越2件、新規4件）で、全てあっせんであった。
また、終結件数は5件で、解決が2件、打切りが3件であった。
令和7年への繰越しは1件であった。

(2) 労働争議の実情調査

取扱件数は114件（繰越4件、新規110件）で、終結件数は106件であった。
令和7年への繰越しは8件であった。

(3) 不当労働行為事件の審査

取扱件数は10件（繰越7件、新規3件）であった。
また、終結件数は6件で、命令・決定が1件、和解・取下げが5件であった。
令和7年への繰越しは4件であった。

(4) 労働組合の資格審査

取扱件数は14件（繰越6件、新規8件）で、終結件数は10件あった。
令和7年への繰越しは4件であった。

4 令和6年の業務実績

10

< 事件取扱状況 >

(単位：件)

区 分		労働争議		不当労働行為 事件の審査	労働組合の 資格審査
		調 整	実情調査		
取扱件数	5 年	1 5 (1 4)	1 8 5 (1 6 0)	1 0 (7)	2 3 (2 0)
	6 年	6 (4)	1 1 4 (1 1 0)	1 0 (3)	1 4 (8)
終結件数	5 年	1 3 (1 2)	1 8 1 (1 5 6)	3 (1)	1 7 (1 5)
	6 年	5 (3)	1 0 6 (1 0 2)	6 (1)	1 0 (5)

(注) 1 件数は、暦年（1月～12月）による。
 2 （ ）内は、新規取扱件数で内数である。

1 令和6年の取扱事件の状況

(1) 労働争議の調整

表1 調整事項別件数

(単位：件)

調整事項 \ 年		5 年	6 年
労働組合の承認・活動		—	—
協約の締結・改定		—	—
協約の効力・解釈		—	1
賃金等	賃金増額	1	—
	一時金	1	—
	諸手当	1	3
	退職金	1	1
	その他	2	1
	小計	6	5
労働条件の賃金以外の	労働時間	—	—
	休日・休暇	—	—
	その他	—	1
	小計	—	1
経営又は人事	事業休廃止・縮小	1	1
	人員整理	—	—
	配置転換	3	1
	解雇	1	1
	その他	3	1
	小計	8	4
福利厚生		—	—
団交促進		15	6
その他		8	4
計		37	21

(注)

1 本表を含めて、表は全て1月から12月までの暦年による数値である。

2 同一事件で複数の調整事項があるものがあるため、本表の合計は前ページの〈事件取扱状況〉記載の取扱件数と一致しない。

表2 申請者別件数

(単位：件)

申請者 \ 年	労働組合	使用者	双方	計
5 年	14	1	—	15
6 年	6	—	—	6

表3 地区別件数

(単位：件)

地区 年	神 戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但 馬	丹 波	淡 路	計
5 年	8	3	—	1	—	3	—	—	—	—	1 5
6 年	2	2	—	1	—	—	—	—	—	1	6

表4 業種別件数

(単位：件)

業 種 年	製 造	運輸、郵便				卸売、 小売	教育、 学習 支援	医療、 福祉	サー ビス	公務	その他	計
		旅 客 運 送	貨 物 運 送	郵 便	その他							
5 年	1	—	—	—	1	—	2	5	5	—	1	1 5
6 年	—	—	—	—	—	—	—	4	—	—	2	6

表5 企業規模別件数

(単位：件)

企業規模 年	不明	49人 以下	50～ 99人	100～ 199人	200～ 299人	300～ 499人	500～ 999人	1,000人 以 上	計
5 年	—	5	2	2	2	1	—	3	1 5
6 年	—	2	1	—	—	1	1	1	6

表6 終結区分別件数

(単位：件)

終結区分 年	解 決	取 下 げ	打 切 り	計
5 年	9	1	3	1 3
6 年	2	—	3	5

(2) 労働争議の実情調査

表7 事業区分別件数

(単位：件)

事業区分 年	公 益 事 業（労働関係調整法第8条）							公益事業 以 外 の 事 業	計
	運 輸			郵 便、 信書便、 電気通信	水 道、 電 気、 ガス供給	医療、公衆衛生			
	旅 客 運 送	貨 物 運 送	その他			医 療	公 衆 衛 生		
5 年	1 8	8 4	7 2	1	—	6	4	—	1 8 5
6 年	1 6	4 9	4 2	—	—	6	1	—	1 1 4

(3) 不当労働行為事件の審査

表 8 申立事項別件数

(単位：件)

申立事項 \ 年	5 年	6 年
1 号 (不利益取扱い)	1	—
2 号 (団体交渉の拒否)	3	3
3 号 (支配介入)	—	—
4 号 (報復的不利益取扱い)	—	—
1 号と 2 号の複合したもの	2	2
1 号と 3 号の複合したもの	1	1
2 号と 3 号の複合したもの	3	3
1 号と 2 号と 3 号の複合したもの	—	1
1 号と 3 号と 4 号の複合したもの	—	—
1 号と 2 号と 3 号と 4 号の複合したもの	—	—
計	1 0	1 0

(注) 申立事項欄の 1 号ないし 4 号は、労働組合法第 7 条各号に定める不当労働行為の分類である。

表 9 申立人別件数

(単位：件)

申立人 \ 年	労 働 組 合	労働組合員等	労働組合と 労働組合員等	計
5 年	9	—	1	1 0
6 年	9	—	1	1 0

表10 地区別件数

(単位：件)

地区 \ 年	神 戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但 馬	丹 波	淡 路	計
5 年	4	4	1	—	—	—	1	—	—	—	1 0
6 年	6	3	1	—	—	—	—	—	—	—	1 0

表11 業種別件数

(単位：件)

業 種 \ 年	製 造	運輸、郵便				卸売、 小売	教育、 学習 支援	医療、 福祉	サー ビス	公務	その他	計
		旅 客 運 送	貨 物 運 送	郵 便	その他							
5 年	—	1	—	—	—	—	3	2	2	1	1	1 0
6 年	—	2	—	—	—	—	3	3	1	—	1	1 0

表12 企業規模別件数

(単位：件)

企業規模 年	49人 以下	50～ 99人	100～ 199人	200～ 299人	300～ 499人	500～ 999人	1,000人 以 上	計
5 年	2	3	1	1	—	3	—	10
6 年	2	3	2	2	—	1	—	10

表13 終結区分別件数

(単位：件)

終結区分 年	命 令 ・ 決 定					和 解 ・ 取 下 げ				計
	全 部 救 済	一 部 救 済	棄 却	却 下	小計	関 与 和 解	自 主 和 解	取下げ	小計	
5 年	1	—	—	—	1	2	—	—	2	3
6 年	—	—	1	—	1	3	1	1	5	6

表14 終結事件係属日数

(単位：日)

係属日数 終結区分	最 長		最 短		平 均	
	5 年	6 年	5 年	6 年	5 年	6 年
命 令 ・ 決 定	539	606	—	—	539	606
和 解 ・ 取 下 げ	218	460	92	270	155	360
総 平 均					283	401

(4) 労働組合の資格審査

表15 申請理由別件数

(単位：件)

申請理由 年	不当労働行為の救 済申立てのため	法人登記のため	労 働 委 員 会 の 委員推薦のため	労働者供給事業 許可申請のため	計
5 年	9	3	11	—	23
6 年	10	3	1	—	14

2 調整事件・不当労働行為事件の年別取扱件数の推移

表16 年別取扱件数

(単位：件)

年	区分	労働争議の調整		不当労働行為事件の審査	
		取 扱 件 数	終 結 件 数	取 扱 件 数	終 結 件 数
昭和21～23年		65 (56)	55	37 (34)	31
24		21 (20)	20	18 (15)	16
25		35 (34)	34	25 (23)	17
26		37 (36)	36	24 (19)	21
27		34 (33)	32	21 (15)	18
28		43 (41)	41	28 (25)	24
29		41 (39)	41	25 (21)	18
30		45 (45)	44	19 (12)	16
31		29 (28)	27	17 (14)	11
32		30 (28)	29	13 (7)	13
33		25 (24)	24	18 (18)	14
34		24 (23)	22	17 (13)	10
35		20 (18)	18	15 (8)	10
36		30 (28)	30	18 (13)	13
37		33 (33)	33	15 (10)	10
38		37 (37)	36	13 (8)	12
39		53 (52)	53	15 (14)	11
40		63 (63)	63	16 (12)	11
41		57 (57)	57	14 (9)	8
42		72 (72)	72	12 (6)	6
43		48 (48)	47	23 (17)	11
44		45 (44)	43	24 (12)	8
45		45 (43)	43	27 (11)	13
46		58 (56)	58	30 (16)	17
47		47 (47)	46	32 (19)	18
48		40 (39)	40	33 (19)	16
49		42 (42)	42	32 (15)	20
50		60 (60)	59	42 (30)	17
51		60 (59)	58	50 (25)	28
52		79 (77)	79	44 (22)	17
53		42 (42)	38	44 (17)	12
54		34 (30)	33	56 (24)	14
55		40 (39)	40	70 (28)	24
56		36 (36)	36	60 (14)	24
57		25 (25)	24	52 (16)	12
58		31 (30)	30	68 (28)	30
59		24 (23)	23	56 (18)	15
60		19 (18)	17	54 (13)	13
61		13 (11)	12	49 (8)	14
62		30 (29)	26	49 (14)	14
63		16 (12)	16	45 (10)	12
平成元年		12 (12)	12	43 (10)	13
2		14 (14)	14	38 (8)	9
3		9 (9)	9	35 (6)	20
4		16 (16)	15	26 (11)	4
5		14 (13)	13	35 (13)	9
6		14 (13)	12	37 (11)	10
7		21 (19)	19	32 (5)	6
8		14 (12)	11	34 (8)	8
9		19 (16)	18	33 (7)	12
10		22 (21)	21	35 (14)	13
11		18 (17)	18	29 (7)	5
12		23 (23)	20	41 (17)	18
13		20 (17)	18	31 (8)	16
14		18 (16)	18	26 (11)	9
15		23 (23)	23	23 (6)	7
16		16 (16)	15	22 (6)	9
17		21 (20)	21	20 (7)	16
18		18 (18)	17	8 (4)	5
19		24 (23)	22	13 (10)	7
20		24 (22)	21	13 (7)	9
21		37 (34)	35	20 (16)	8
22		26 (24)	20	25 (13)	13
23		39 (33)	37	21 (9)	13
24		23 (21)	23	18 (10)	7
25		32 (32)	25	21 (10)	11
26		30 (23)	27	23 (13)	13
27		11 (8)	9	19 (9)	9
28		16 (14)	16	16 (6)	10
29		22 (22)	19	16 (10)	8
30		21 (18)	19	20 (12)	10
令和元年		13 (11)	11	17 (7)	11
2		18 (16)	17	19 (13)	12
3		8 (7)	7	10 (3)	2
4		4 (3)	3	11 (3)	8
5		15 (14)	13	10 (7)	3
6		6 (4)	5	10 (3)	6
計		2,309 (2,201)	2,200	2,170 (992)	988

(注) 1.取扱件数は、前年からの繰越件数と新規取扱件数との合計件数であり、()内は新規取扱件数を示している。2.昭和21～23年は、旧労働組合法下のため一括計上している。